平成２８年（フ）第５０９号
さいたま市浦和区大東３丁目37番５号202、破産手続開始時の住所さいたま市浦和区大東３丁目34番６号
破産者　三宅稜威夫
1　破産債権の届出期間　平成29年２月15日まで
2　一般調査期日　平成29年３月７日午前11時30分
平成28年12月21日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８３１号
京都市北区紫野西舟岡町７番地　ヴィラカケハシＡ－102号、前住所京都市左京区下鴨西本町45番地１
破産者　大串　正信
1　破産債権の届出期間　平成29年２月15日まで
2　一般調査期日　平成29年３月29日午後１時30分
平成28年12月22日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４２２６号
大阪府東大阪市加納６丁目１番23号
破産者　株式会社信和
1　破産債権の届出期間　平成29年２月16日まで
2　一般調査期日　平成29年３月16日午後２時30分
平成28年12月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５６７号
大阪府枚方市星丘２丁目43番９号、開始決定時大阪府守口市大久保町４丁目４番18号
破産者　宮地　広次
1　破産債権の届出期間　平成29年２月16日まで
2　一般調査期日　平成29年３月16日午後２時30分
平成28年12月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６０号
新潟県阿賀野市保田7559番地
破産者　小内　圭市
1　破産債権の届出期間　平成29年３月１日まで
2　一般調査期日　平成29年３月22日午前10時
平成28年12月21日
新潟地方裁判所新発田支部

債権者集会招集

平成２７年（フ）第１９６３号
岡山県美作市瀬戸276番地の３
破産者　東中国開発株式会社
1　期日　平成29年１月31日午前10時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年12月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５７０号
大阪市西区阿波座１丁目11番18　昭和本町ビル３階　313号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区北久宝寺町１丁目２番１号
破産者　株式会社Ｊ．Ｔ
1　期日　平成29年２月１日午前10時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年12月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５７１号
大阪市西区阿波座１丁目11番18　昭和本町ビル３階　313号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区北久宝寺町１丁目２番１号
破産者　株式会社Ｊ．Ｔ京阪
1　期日　平成29年２月１日午前10時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年12月21日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第２０７７号
東京都港区赤坂４丁目１番33号
清算株式会社　株式会社ＢＦＥＧ
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２８年（ヒ）第４号
三重県度会郡南伊勢町河内字谷山口322番地
清算株式会社　株式会社南建ハーネス
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
津地方裁判所伊勢支部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第３０１３号
大阪府羽曳野市向野１丁目５番13号
清算株式会社　タイセイ株式会社
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　通則
本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対し特別清算開始決定日（平成28年８月24日）（以下「開始決定日」という。）までの原因に基づいて発生した協定債権（以下「特別清算債権」という。）とし、同債権を有する者を「債権者」という。
第２　特別清算債権
1　原則
債権者（別紙協定債権弁済計画表の各債権者）は、特別清算債権につき、以下の定めによる権利の変更を受けて、その弁済を受ける。
2　特別清算債権の弁済
清算株式会社は、特別清算債権につき、浅田貴明を除く債権者に対し、債権者毎に、開始決定日における債権額（開始決定日以降の利息・遅延損害金は含まれない。以下これを「弁済対象債権」という。）の1.133％の金額を本協定の認可の決定が確定した日（以下「協定確定日」という。）から３ヵ月以内に弁済する。
3　免除
各債権者は、清算株式会社から、前記２の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、特別清算債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
4　追加弁済
前記２の規定による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見された時は、清算株式会社は、これをすみやかに換価し、浅田貴明を除く債権者に対し、換価代金から優先債権等に対する弁済原資等必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、浅田貴明を除く各債権者の弁済対象債権の額に基づき按分計算によって算出した額を追加弁済する。この場合においては、各債権者が前記３の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
第３　弁済の場所・方法等
1　本協定に基づく弁済は、清算人代理事務所（大阪市中央区南船場２丁目12番16号ルグラン心斎橋９階）において行う。ただし、弁済の方法として、債権者が特定の銀行預金口座への振込送金を文書で求めたときは、その指定口座宛に、清算株式会社の費用負担で振込送金する。
2　本協定に基づく弁済日に上記１記載の弁済の場所において弁済金を受領せず、かつ同日までに特定の銀行預金口座への振込送金を文書で求めなかった債権者に対しては、清算株式会社は当該弁済金を大阪法務局に供託する。
3　特別清算債権の弁済額の計算において生じる１円未満の端数は切り捨てる。
4　弁済をすべき日が銀行休業日の場合には、その直後の銀行営業日をもって弁済すべき日とする。
（別紙省略）
大阪地方裁判所第６民事部

更生計画案議決権行使方法等

平成２８年（ミ）第１号
滋賀県甲賀市水口町嶬峨字大谷1115番地１
更生会社　株式会社滋賀ゴルフ倶楽部
1　議決権行使の方法　書面投票による行使
2　投票期間　平成28年12月21日から平成29年２月23日まで
3　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
4　議決権不統一行使の通知期限　平成29年２月９日
平成28年12月21日
東京地方裁判所民事第８部

再生手続終結

平成１５年（再）第７号
埼玉県入間市大字木蓮寺874番地
再生債務者　瑞泉院
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　管財人が選任されている。
⑵　再生計画が遂行されることが確実であると認めるに至った。
平成28年12月19日
さいたま地方裁判所川越支部